

十和田湖現状変更のしおり 保存管理基準の留意事項

貴重な文化財を後世に伝えるため、土木工事、建物や住宅の新改築・撤去、樹木の伐採などを行うときには文化庁への許可申請が必要です。

郷土館または小坂町教育委員会へ事前にご相談ください。

1. 十和田湖の特徴

- ・周囲 44km ・水面海拔高度 400m ・面積 59.8km² (国内12位)
- ・水深 326.8m (国内3位) ・大型二重カルデラ湖として世界的に貴重な自然遺産

2. 指定内容

- ・種 別 国指定 特別名勝及び天然記念物
- ・名 称 「十和田湖および奥入瀬溪流」
- ・指定年月日 昭和27年3月29日 (名勝天然記念物 昭3.4.12)



3. 保存管理基準 (十和田湖を長期的展望にたって保存するための指針)

- ① 湖の水位、水質、水量に影響を及ぼさない。
- ② 景観、カルデラ地形に影響を及ぼさない。
- ③ 動植物の移入、捕獲、採取等、生態系に影響を及ぼさない。
- ④ 屋外広告物のデザイン、位置等が、景観、展望に影響を及ぼさない。
- ⑤ 各種工事では自然環境に調和した工法、資材に配慮する。
- ⑥ レジャーボートの放置を行わない。
- ⑦ 十和田湖の歴史等に関しない石碑類は設置しない。

4. 地区別・項目別保存管理基準

地区→ 項目↓	B地区 (第1種規制地区)	C地区 (第2種規制地区)	D地区 (第3種規制地区)	E地区 (国立公園 集団施設地区)	A地区 (特別規制地区)
湖岸から	50m以上後退	—	—	—	B～E以外の地区 現状変更はしない ※公共的なものや 人命の安全・地域 住民の生活に不可 欠なものは、この 限りではない。
国道から	20m以上後退	20m以上後退	10m以上後退	10m以上後退	
国道からの 距離と 高さ	50m以内は 10m以下 その他は 13m以下	50m以内は 10m以下 その他は 13m以下	50m以内は 10m以下 その他は 13m以下	13m以下 (建ぺい率あり)	
屋 根	切妻または寄棟（陸屋根や片流れにしない）、色は茶色系				
外装色	板張り、または茶色・クリーム色、灰色系塗色				
空 地	修景緑化（芝張りは避け自然な草地に、植樹木の樹種に留意）				
排 水	下水道を利用する				

5. 留意事項

- ① 下水管・電力線の経路、外構工事計画(伐採・植樹木の位置・樹種等)、撤去建物や撤去工作物の明示。
- ② 機資材及び作業用靴の洗浄など、外来種移入防止についての配慮。
- ③ 残土は外輪山の外（文化財指定地外）へ。資材置場・搬入経路・仮設工事計画の明示と作業場での景観への配慮。
- ④ 美観を重視する。自然のままの良さを生かす。
- ⑤ 環境省等関係機関との協議を充分に行ったうえで、手続きを進める。
(環境省 十和田八幡平国立公園管理事務所 電話：0176-75-2728)

6. 問い合わせ先

小坂町総合博物館郷土館 (電話：0186-29-4726)
小坂町教育委員会 学習振興班 (電話：0186-29-2069／2358)